

【特集】

ポスト「ゼロ・ワン」時代の司法過疎対策に学ぶ

「theme01」 司法過疎対策のセカンド・ステップに向けて	上田國廣・米田憲市	062
ゼロ・ワン政策と司法過疎対策の現在	藤 考行	064
法テラスによる民事司法アクセスの拡充	藤原晋一・吉岡すずか	067
「theme02」 奄美方式	正込健一朗	069
屋久島法律相談と利用者ニーズ	小佐弁良太	012
熊本県内の過疎地相談の現状と今後	横渡健司	014
個別労働紛争解決における「司法過疎」	野田 進	017
刑事司法改革と司法過疎	中島 宏・高平奇恵	020
涉外家族法問題への対応と展望	武田昌則	023
「theme03」 司法過疎から見る法と社会	米田憲市	026

【特別企画】

最高裁判決2010

——弁護士が語る(上)

北海道砂川市・空知太神社 政教分離住民訴訟	石田明義	030
住民訴訟と議会による債権放棄決議 ——小さな村の住民が提起したもの	窪田之馨	034

【巻頭言】

小さな者の幸せのために……………奥田昌通 034

【ロー・ジャーナル】

ドイツにおける日本法サマースクール……………サンドラ・シュー/斎藤一久 035

【ロー・アングル】

ビルマ女性国際法廷——女性達の人権を守るために……………石田真実・小田川綾音 040
法科大学院の論点 4……………鈴木幹太 044
法科大学院修了者であって、法曹資格を有しない者の進路

記者ときどき学者の憲法論 10……………山田隆司 048
行政委員と月額報酬

発信 憲法地域事情 28(東京編)……………矢野常寿 050
東京から憲法を考える

現行民法典を創った人びと 21……………七戸克彦 054
宣定委員②金子聖太郎③磯部四郎
外伝④ホアソナード

【ロー・クラス】

憲法訴訟の現代的転回——憲法約論争を求めて 4……………駒村圭吾 056
[第1部/憲法的論証の型]憲法判断の方法

物権法講義 4……………松岡久和 066
所有権(3)——共同所有(その1 共有)

担保物権法講義 14……………河上正二 074
第5章: 抵当権(その8)——特殊の抵当権(1): 共同抵当

セカンドステージ債権法 61……………野澤正充 084
不法行為の効果(3)——損害賠償請求

不動産法入門 22 不動産の利用(4)……………秋山靖浩 090
建物賃借権の存続保障と正当事由制度

国際民事訴訟法講義——国内訴訟から考える 16……………古田啓昌 096
外国法の適用

刑法総論の考え方 22……………松原芳博 100
中止犯

刑事訴訟法入門 10……………藤 大輔 108
逮捕の執行と証拠収集 ——逮捕に何う無令状捜索・差し押え・検証

【最新判例演習室】

憲法/復 遼 114
行政法/大久保美子 115
民法/吉永一行 116
商法/鳥山恭一 117
民事訴訟法/上田竹志 118
刑法/豊田親彦 119
刑事訴訟法/豊崎七緒 120
労働法/根本 到 121

【ライブラリー】

ブック・レビュー
山口 厚④
『基本判例に学ぶ刑法総論』
/北川佳世子 122
中倉真樹④
『民法総則』
/武川幸勝 123

新刊ガイド 124

【ロー・フォーラム】

法令エッセイ クロスセッション
——国法・自治体法の現場から
堀浜克也 126

裁判と争点 126

立法の話題 129

司法改革ウォッチング
——裁判員制度の動きをみる
殺人と保釈・執行猶予の意味 130

【コラム】

法科大学院生レポート 047
司法修習生 057
弁護士事件ファイル 095
司法書士の生活と意見 107
判事補メモ 083

※「プロト・タイプ」版としてお読みください。印刷は
都合により内容が変更されている場合があります。

ビルマ女性国際法廷 ——女性達の人権を守るために

法学セミナー
2011/01/No.673

弁護士 石田真美
弁護士 小田川綾音

1 ビルマ女性国際法廷の意義

2010年6月最後の日曜日の昼過ぎ、青山学院大学の模範法廷教室には、大勢のビルマ（ミャンマー）人たちが集まっていた。大きなテレビ・ビデオカメラが数台入っていて、なにやら大ごとである。女性たちの姿も目立っていた。ピンクや緑など、色とりどりの民族衣装を着て、髪にはパタウの黄色い花をあしらった髪飾りが飾られている。みな綺麗に正装しているが、どこか緊張した面持ちである。

この日、裁判員裁判対応の立派な法廷教室で、ビルマ女性国際法廷が開かれた。ビルマ女性国際法廷を一言で言えば、ビルマで暮らす女性たちがこうもつてきたレイブをはじめとする夥しい数の人権侵害について、国家元首であるタン・シュエの刑事責任を追及するというものである。当日は、日本在住のビルマ人女性だけでなく、タイやバングラデッシュ、インドなどからもビルマの女性たちがやって来た。彼女たちは、ビルマでの過酷な体験を証言しに来たのである。

なぜ日本で、しかも他国のトップ、日本で言えば総理大臣にあたる人物の刑事責任を追及するのか。被告人は出席するのか？ 強制力はあるのか？ 所詮大人のアンビゴとの「模擬裁判」にすぎないのではないか？ 等々いろいろ疑問がわいてくるかもしれない。

実は、このビルマ女性国際法廷は、今年の3月にニューヨークで、ノーベル・ウィメンズ・イニシアティブ（女性のノーベル平和賞受賞者6人によって設立された人権団体）とビルマ女性連盟の共催によって、すでに1度開かれていた。このニューヨークでの開催に次いで、アジア地域でもぜひ開きたいという意向をもったビルマ女性連盟（日本支部）が、国際人権NGOヒューマン

ライツ・ナウ（HRN）に相談に来たのである。HRNは、日本の弁護士が中心となってさまざまな人権活動をしている団体である。「法廷」というからには法律家の存在が必須であり、HRNが呼びかけて様々な分野で働いている法律家が結集することになった。当日の法廷にこそ立たなかったものの、準備段階での自熱した議論にかかわったメンバーの中には、大手外資系渉外事務所の弁護士の姿もあり、普段は企業で働く企業内弁護士や、ビジネスロイヤーたちも複数参加した。

ニューヨークで開かれたビルマ女性国際法廷は、その様子を映したビデオを視聴した限り、「法廷」というよりもむしろ、シンポジウムに近いものであった。法廷の特質である、裁判官、検察官、被告人、弁護人の存在は希薄で、検察官による起訴状朗読、証人尋問などの証拠調べ、判決、という形式はあまり重視されていなかったのである。

国家機関でもなく、国連のような国際機関でもない、市民の手によって「法廷」が再現される時、そこには客観性を担保するものがないのだから、正統性がなく、信頼に値しないと指摘されるリスクが常に伴う。したがって、民衆による法廷だからこそ、国家機関や国際機関が行う「法廷」にひけをとらない形式を整えること自体が、民衆による「法廷」に、正統性や客観性、信頼性を与えることになる。そして、形式的にも実質的にもキチンと「法廷」で審理され示された判断には一定の影響力を持たせることができる。

そこで、日本で行われたビルマ女性国際法廷は、形式面にもこだわり、被告人の在廷こそなかったものの、被告人を弁護する弁護人を用意し、弁論も実施した。この法廷がどのような根拠に基づき行われるのかという、法廷の土台となるビルマ女性国際法廷規程（以下「本法廷規程」という）も用意した。これは、国連機関で

ある国際刑事裁判所（ICC）のローマ規程を参考に作られた。そして、裁判自体は、日本の裁判手続きに準じて、起訴状朗読、証拠調べ、弁論、勧告という流れで進んだ。

しかし、何よりも大切になければならなかったのは、加害者が罰されることのない、公正な司法が存在しない国に住む人々の正義を求める気持ちであった。兵士たちが日常的に女性をレイブする。自分の意見を紙に書いて配れば投獄され過酷な拷問を受ける。ある日突然強制労働に駆り出され、家族はばらばらになり、健康を害してへとへとになっていく。特に、ビルマ軍兵士によるビルマの女性に対するレイブは、近時かなりの数が報告されてきており、被害者が駆逐・殺害されたりするなど、その状況は極めて深刻である。被害者が被害申告を行っても、加害者が処罰されることはなく、さらにいえば、被害者達が被害を公にすることは国内では「恥さらし」とされる面もあり、正義の実現が一層難しいものとなっている。このような状況下で、女性たちに対する人権侵害を許してはならないという切実な思いが「民衆法廷」を生んだのである。それ自体、強制力はない。しかし、不正義を許さないという人々の意思の表明と事態の深刻さを国際社会に伝えることは、ビルマの現軍事政権に対するプレッシャーになるし、ビルマで暮らして続ける女性たちを励まし支えることにもなる。こうして、「ビルマ女性国際法廷」の実現に向けて、多くの法律家たちが議論を重ね、準備をすすめることになった。

2 検察官の主張

ビルマ女性国際法廷は、ビルマにおいて行われている殺人、拷問、レイブ、強制労働等の人権侵害が、人道に対する罪に該当すること、ビルマ軍政トップの地位にあるタン・シュエにその責任があることを明らかにすることが目的の一つであった。検察官は、タン・シュエを本法廷に起訴し同人の法的責任を立証するため、どのような事実を摘示すべきか、タン・シュエの刑事責任を立証するためにどのような証拠が必要となるかについての議論を重ねた。

ビルマ軍政下において、ビルマの人々は、軍政を批判することが許されず、反政府活動を行った人々は、恣意的に逮捕・拘禁され、拷問を受け、弁護人も付き

れず不公正な裁判により長期間に亘る懲役刑を科せられる、刑務所内では非人道的な取扱いを受けるという理不尽な人権侵害に晒されている。加えて、少数民族の人々は、強姦、強制労働、恣意的な財産の没収等の人権侵害の標的とされやすい。検察官の中には、日常業務の中でビルマ難民の事件を扱っている弁護士が複数参加しており、ビルマ軍政により如何に酷い人権侵害が行われているかに精通し、ビルマ軍政による枉政に憤りを感じ、ビルマの人権状況改善のため役立ちたいとの熱い思いを持っている弁護士がいた。本法廷は、この思いをぶつける場でもあった。

法律家の仕事は、人々の思いを実現するために、一つひとつの事実を丹念に吟味して、法律の規定に当てはめていく作業である。本法廷では、上記1において言及したとおり、ローマ規程を参考にして本法廷規程が設けられており、タン・シュエの刑事責任を追及するためには、本法廷規程の構成要件、具体的にはローマ規程第7条および第28条の要件を充足するための立証責任が検察官チームに課せられるのである。すなわち、検察官は、本法廷で、①人道に対する罪が行われたこと、②その罪に対する責任をタン・シュエが負うべきことを主張・立証しなければならない。

①の点に関しては、殺人、強姦、拷問、奴隷化といった人道に対する罪がビルマ国内で行われていることだけでなく、これらの行為が、「文民たる住民に対する攻撃」として「広範かつ組織的なものの一部として」行われていることを立証することが検察官に課せられた立証命題となる。この点について、検察官は、2010年3月10日に国連人権理事会に対し提出されたビルマ特別報告者Tomas Ojea Quintana作成の報告書に、「広範で組織的な人権侵害が長年に亘り継続し、現在も継続している。」との指摘がされていること、アムネスティやHRWが行った国際NGOが作成したビルマの人権状況に関する報告書に記載された被害者の証言、さらには本法廷における被害者の証言から立証を行った。

②の点に関しては、検察官チームの中でも議論が白熱した。レイブ・強制労働・拷問等の深刻な人権侵害行為に対する刑事責任を、どのようにしてタン・シュエに科すことができるのか？

今回法廷で証言した被害者2名および法廷に陳述書を提出した被害者1名は、タン・シュエから直接レイブ・拷問を受けたわけではなく、タン・シュエから強制

労働を命じられたわけでもない。検察官が吟味した証拠の中にも、どこにもタン・シュエと加害行為とを直接に結びつける証拠はない。本法廷は、弁護士・学者を中心とした法律家が中心となって行う「法廷」である。「法廷」が茶番となることなく、日本社会ひいては国際社会に対しビルマの人権状況改善に向けた一石を投じるためには、タン・シュエの人道に対する罪の刑事責任を法に基づいて追及しなければならない。

ローマ規程28条の要件を充足することを立証するためには、タン・シュエが、自己の管理下にある職務遂行中の部下が人道に対する罪を犯していることあるいは犯そうとしていることを知りながら放置あるいは無視したこと、処罰のために必要な措置を執らなかったことに関する事実を立証しなければならない。本法廷では、タン・シュエに対する被告人質問や人道に対する罪を犯した加害者の取り調べを行うことができない。

検察官は、タン・シュエがビルマ国内において行われている重大な人権侵害について熟知していたことを立証するために、起訴状および論告においては以下の事実を指摘し、これに沿う証拠を法廷に提出した。ビルマが国連加盟国であること、国連はビルマに対し、人権状況を改善することを求める国連総会決議を度々採択していること、タン・シュエはビルマ軍政の元首としての立場で行動しているものであるから、国連が採択した決議やNGOの報告書について当然知りうるべき立場にあったということ。

また、本法廷を開催した重要な目的の一つに、ビルマ国内において女性たちがいかに理不尽な人権侵害の被害に晒されているのか、少数民族の女性たちがビルマ軍政の兵士らからレイプ・殺人等の重大な人権侵害を受けているかを詳らかにし、ビルマにおける人権状況改善に向けた楔を打ち込むことがあった。検察官は、起訴状朗読、証拠調べ、証人尋問の各過程において、ビルマ軍政下で女性たちが被っている人権侵害の事実が浮き上がるように努めた。以下に、本法廷で明らかとなったビルマの女性が受けている人権侵害を指摘する。

[1] レイプ

ビルマ軍政の兵士たちは、集団でレイプを行う場合もあり、10代前半の少女が被害者となることもある。シャン民族の女性たちがビルマ軍から受けた性的被害を記録した「License to Rape」という報告書には、

ビルマ軍政が、1996年から2001年までの間に、幼い少女も含め625人の女性を強姦したとの報告が記されている。レイプを行った兵士の約8割は上官であったこと、部下の目の前で強姦を行うこともしばしば行われていること、被害者の中には、国軍の基地内において数か月間にわたり身柄を拘束され繰り返し強姦の被害に遭った者もいることが報告されている。レイプ後に被害者が射殺されたり撲殺されたりすることもある。被害が申告されても、加害者が処罰されることはほとんど皆無であり、逆に被害者が身柄を拘束されたり拷問を受けるといった事例が報告されている。

[2] 強制労働

軍のポーター、軍キャンプ建設及び維持・道路整備・鉄道建設等のために強制労働が行われている。証人の証言から、妊娠中の女性や生後間もない乳飲み子を抱えた女性がポーターとして徴用され、20キロもの武器や荷物を運ぶことを余儀なくされた事実が明らかとなった。ポーターとして稼働させられている間、食料を与えられず、兵士らがポーターとして扱えなくなった者を蹴ったり、銃で殴ったりして強制的に働かせる。中には、屈辱はポーターとして稼働させられ、夜になると兵士たちからレイプされるという被害を受けたものもある。

[3] 殺人

多くの政治犯が収容されているインセン刑務所内において囚人の射殺、警察による市民の尋問中の虐殺、ビルマ軍政による恣意的な殺人、レイプ後の被害者の射殺・撲殺。

[4] 拷問・恣意的拘禁

証人の1人は、頭に布を被せられたまま尋問をされ、尋問の間座ることも許されなかった。気分が悪くなり立てなくなると腕くわ^{ひざむき}ことを強要された。質問に答えないと蹴飛ばされたり、叩かれたりした。夜通し尋問され、食事も1日1回しか与えられなかった。軍は陳述書へのサインを強要するため、証人を5日間にわたり真っ暗な部屋に閉じこめた。

これらの事実をもとに検察官は、本法廷において、タン・シュエの有罪判決を求めるとともにビルマにおける深刻な人権状況を改善し、被害者のための正義を実現するため、国連独立調査団の派遣を決定するよう国連事務総長、国連安全保障理事会および国連人権理事会に対し勧告することを求めた。

3 弁護団の主張

本法廷では、ニューヨークで行われた法廷と異なり、「法廷」としての権威を高めるため、弁護人の活動が重要な役割を果たすこととなった。

弁護団がまず第一に問題としたのは、現実に存在しているタン・シュエという国家主導者からの何らの依頼もなく、同人の弁護人として本法廷において弁護活動を行っているのか、可能であれば架空に設定した国家指導者を被告とすることができないかという問題であった。

この点については、弁護団、検察官と裁判官との合同会議において、本法廷の開催意義が必ずしも有罪無罪の判決をすることに目標がある訳ではないこと、本法廷の目的の一つにはビルマ国内において実際に発生している人権侵害および人道に対する罪を終焉させ人権状況の改善に向けた国際世論を喚起することにもあること、この目的のため「法廷」も「法廷」としての形式面を充足させることの重要性が確認されたことから、弁護団はタン・シュエの依頼はないが公正な裁判実現のため「本法廷」においてタン・シュエの弁護人として活動することとなった。

第二に弁護団が問題としたのは、本件では人道に対する罪の犯罪を犯した具体的行為者ではなく、ビルマ軍政の指導者であるタン・シュエが起訴されていることから、弁護の論点としては、タン・シュエの指揮権の有無ということにつきるのではないかと。それゆえ、人道に対する罪の成否の部分についての弁護は、あまり重要ではなく、そもそも必要ないのではないかと。さらに、タン・シュエの指揮権に関する検察官側の立証が必ずしも成功しているとはいえないので、弁護側が特に弁護する点がないのではないかと疑問があった。

この点についても、弁護団、検察官および裁判官との合同会議の場において、人道に対する罪と上官責任2つの論点について弁護側が弁護する意義が確認された。そこで、弁護団は、上記2つの論点に焦点を絞り、法廷でタン・シュエの弁護活動を積極的に展開することとなった。法廷において、弁護団は、検察官提出の国連の報告書やNGOが作成したビルマの人権状況に関する報告書の信頼性を問題とし、これらの報告書に依拠した専門家証人に対する反対尋問を行った。

また、最終弁論においては、検察官提出の証拠およ

び証人の証言で、犯罪が立証されたといえるのかについての弁論を行った。すなわち、人道に対する罪についての4要件、具体的には①「文民たる住民に対する攻撃」であって②「広範又は組織的なものの一部」として③ローマ規程第7条第1項に列挙される行為がなされたこと、④行為者にその行為が攻撃の一部であるという「認識」があることという4要件が立証されたのか、さらにタン・シュエがその支配下にあるビルマ軍政兵士による犯罪を知っていたといえるのか、あるいはタン・シュエが国連の報告書や国連総会決議、NGOの報告を知りうるべき立場にあったといえるのかといった観点から最終弁論を展開した。

4 判決および勧告の意義

本法廷の裁判官団は、ビルマにおいて、戦闘員ではない一般住民女性に対し殺人・レイプ拷問・自由の剥奪等の人権侵害行為が「広範又は組織的なもの一部として」行われている蓋然性が高いことを認定した。ビルマの女性たちがこのような深刻な人権侵害の危険に晒されている点に鑑み、かかる事態を根本的に改善するため、裁判官団は国際社会に向けて以下の勧告を採択した。

国際社会は、国連事務総長の権限または国連人権理事会の決議により、ビルマに対し、独立した国際調査団を結成し、これを派遣することが必要な状況であることを確認すること、国際調査団の調査・派遣によっても事態の改善が見られない場合には、国連安全保障理事会が、ビルマにおける人道に対する罪について討議し、国際刑事裁判所への付託を決議することを求める。

被害者の女性たちがタイやバングラデッシュから、はるばる日本まで来て、自らが受けた悲惨な人権侵害の状況を証言したのは、一刻も早くビルマ国内における悲惨な状況を改善したいとの思いからであった。

本法廷は、ビルマ女性の上記の思いを受け止め、ビルマの人権状況を改善するために、国際社会が行うべきことは何かについて真摯に検討した。

本法廷の勧告が、ビルマへの国連独立調査団の派遣へとつながる原動力となることを本法廷に関わったすべての関係者は願っている。

(いしだ・まみ、おだかわ・あやね)